

栄養教諭等補助資料(固有の資質能力)

キャリア段階(経験年数(目安))	0段階	1段階	2段階	3段階	4段階
	養成期(大学)	基礎期(1~3年)	向上期(4~10年)	充実・発展期(11~20年)	深化・貢献期(21年~)
児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる力					
① 食に関する指導力	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標や自校の教育課題を踏まえ、教職員や家庭・地域との連携を図り、栄養に関する専門性を生かして食に関する指導の全体計画を作成する。 食に関する指導の全体計画に基づき、教育活動全体を通して食に関する指導が推進できるようにする。また、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導(学校給食法第10条)を行う。 児童生徒の実態を把握し、実践的指導力を付ける。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">※ 食に関する指導力を向上し、他の栄養教諭への指導的役割を行う。</div>				
② 食に関する個別的な相談指導力	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実態の把握をもとに、食に関する健康課題を有する児童生徒へ、学級担任等と連携し、栄養学の専門知識に基づいた個別の相談指導を行う。 				
③ 学校給食管理力	<ul style="list-style-type: none"> 「学校給食実施基準(学校給食法第8条)」に基づく適切な栄養管理、及び「学校給食衛生管理基準(学校給食法第9条)」に基づく衛生管理を行う。 児童生徒の状況把握などの実施により、適切な栄養管理を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">※ 学校給食の運営上、他の栄養教諭、教職員の指導・助言を行う。</div>				
④ 学校給食における危機管理・対応力	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における事故(食中毒や異物混入、食物アレルギー、窒息等)の未然防止や適切で迅速な対応を行う。 				